

# 慶弔見舞金規程

- 第 一 条【目的】この規程は就業規則第五十条に基づき株式会社リバストーンモデル（以下会社という）の従業員及びその家族に贈与する慶弔金並びに見舞金に関する基準を定めたものである。
- 第 二 条【種類】慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。
- (1)結婚祝金
  - (2)出産祝金
  - (3)弔慰金
  - (4)傷病見舞金
  - (5)災害見舞金
  - (6)子女入学祝金
  - (7)その他の慶弔見舞金
- 第 三 条【慶弔見舞金の支給申請】慶弔見舞金の支給申請は、速やかに所定の様式に必要な事項を記入し、所属長に提出するものとする。
- 二．前項の届け出を怠ったことにより従業員が不利益または損失を被ることがあっても、会社はその責任を負わない。
- 第 四 条【重複の取扱】二人以上の従業員が同一事由に基づき慶弔見舞金を受ける資格のある場合は、いずれか一方の有利な条件の者についてのみ贈与し重複して適用しない。但し、第六条第二項についてはこの限りでない。
- 第 五 条【受給資格】本規程の適用は、勤続6ヵ月以上の者に適用する。
- 二．本規程は臨時雇用者及びパートタイマーには適用しない。
- 第 六 条【結婚祝金】従業員が結婚した場合には、次の通り結婚祝い金を贈与する。
- 20,000円（ただし、勤続等を配慮し50,000円まで加算）
- 二．結婚の当事者双方が従業員である場合はそれぞれに贈る。
- 第 七 条【出産祝い金】従業員またはその配偶者が子女を出産した場合は次の通り出産祝い金を贈与する。但し、夫婦ともに従業員の場合はどちらか一方に贈与する。
- 子女1人につき 20,000円～30,000円
- 二．死産の場合は、規定通り贈る。
- 三．双子の場合は、規定金額の2倍とする。
- 第 八 条【業務上の事由による死亡弔慰金】従業員が業務上の災害により死亡した場合は、就業規則第四十八条ならびに災害補償給付規程に定める補償と併せて死亡弔慰金として次の通り遺族に贈与する。
- (1)勤続1年未満 100,000円
  - (2)勤続1年以上5年未満 150,000円
  - (3)勤続5年以上 200,000円
- 二．通勤災害についても、前項を適用する。
- 三．従業員が業務上の事由により死亡した場合は、その葬祭にあたり前項の規定の他、供花・供物一対を贈与する。

四．第一項の弔慰金は、事由発生後1ヵ月以内に贈与するものとする。

- 第 九 条【業務外の事由による死亡弔慰金】従業員が業務外の傷病により死亡した場合は、業務上の死亡支給額の半額の弔慰金を遺族に贈与する。
- 二．従業員が業務外の傷病により死亡した場合は、その葬祭にあたり前項の規定の他供花・供物一対を贈与する。
- 第 十 条【家族死亡弔慰金】従業員の家族が死亡した場合は、次の通り弔慰金を贈与する。
- (1)配偶者 30,000円
  - (2)子女 20,000円
  - (3)父母 20,000円
  - (4)配偶者父母 10,000円
- 二．従業員の配偶者または父母が死亡した場合は、その葬祭にあたり前項の規定の他供花・供物一対を贈与する。
- 第 十 一 条【業務上の事由による傷病見舞金】従業員が業務上の傷病のため医師が休業を要すると認めた場合は、次の通り見舞金を贈与する。
- (1)休業2週間以上 20,000円
  - (2)休業1ヵ月以上 30,000円
  - (3)休業2ヵ月以上 60,000円
  - (4)休業3ヵ月以上 90,000円
- 二．通勤災害は上記の半額とする。
- 三．重症・長期にわたる場合は別途考慮する場合がある。
- 第 十 二 条【業務外の事由による傷病見舞金】従業員が業務外の傷病のため休業したときは、業務上の傷病見舞金の半額の見舞金を贈与する。但し、事情により別途考慮する場合がある。
- 第 十 三 条【災害見舞金】従業員が天災・地災・その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合は、次の通り災害見舞金を贈与する。
- (1)全焼、全壊、全流失 50,000円
  - (2)半焼、半壊、半流失 20,000円
- 第 十 四 条【子女入学祝い金】従業員の子が入学又は進学した場合は、次の通り入学祝い金を贈与する。
- (1)小学校入学 10,000円
  - (2)中学校入学 10,000円
  - (3)高校進学 10,000円
  - (4)大学進学 10,000円
- 第 十 五 条【その他の慶弔見舞金】前各号に定めのないもので状況により贈与の必要がある場合は、会社がその都度定めるものとする。

## 付 則

1. この規程は令和 年 月 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。